

公布された条例のあらまし

◇職員の大学院等派遣研修費用の償還に関する条例及び職員の自己啓発等休業に関する条例の一部を改正する条例

1 条文の整備

学校教育法の改正に伴い、次の条例について、同法の条項を引用する条文の整備を行うこととした。

- (1) 職員の大学院等派遣研修費用の償還に関する条例
- (2) 職員の自己啓発等休業に関する条例

2 施行期日

平成三十一年四月一日から施行することとした。